

## パイロットのアルコール問題について考える

### 「はじめに」

昨今、再びパイロットのアルコール事例が報道されています。パイロットのアルコールに関わる問題がクローズアップされて 10 年以上になりますが、この問題について再度整理します。

そもそも、国の基準として 2019 年以前は「12 時間以内の飲酒禁止、アルコール影響下に無いこと」のみが求められていましたが、2018 年に起きた事件を機に 2019 年 1 月より「アルコールチェック、第三者の立ち合い、呼気中濃度 0.09mg/l」と基準の厳格化がなされました。以降、本邦各航空各社は、より厳しい基準を社内規定に設けて、業務開始前に呼気中濃度 0mg/l を基準としています。

この呼気中濃度 0mg/l という基準では、発酵食品（味噌汁、チーズ、納豆を含む）やマウスウォッシュなどは反応が出てしまうケースが発生しています。さらに、出社前の移動中の車内の除菌スプレーで反応が出たケースや、知識の無いスタッフが善意で検査機をアルコールで清掃してしまい直後に検査に臨んだ乗員が反応を出してしまうという事例も報告されています。

### 「アメリカでの飲酒管理と復帰プログラム」

アメリカでのアルコール基準は、日本と同程度ですが、業務開始前の検査や、呼気検査 0mg/l というものではありません。当局によるランダムチェックの場合に、呼気中濃度、血中濃度によりアルコールの影響のないことが求められます。

一方、アメリカには、FAA（アメリカ航空局）の監修のもと、HIMS（Human Intervention Motivation Study）という復帰プログラムが存在し、アルコール使用障害にあるパイロットは適切なプログラムで治療をし、身体検査基準をクリアしてコックピットに復帰するまでの手順が整備されています。 <https://himsprogram.com/about-hims/>

アルコールによる健康被害は、治療により回復することが可能です。HIMS の考え方は、個人を罰するのではなく病気を適切に治療して、復帰することを目的としています。

### 「日本での復帰プログラム」

日本でも HIMS を導入することはすでに決まっています。国交省監修のもと ATEC（航空輸送技術研究センター）で、HIMS ガイドラインの編纂が 2023 年 4 月に実施され、ウェブサイトで公表 (<https://www.japa.or.jp/hims>) されています。アルコール使用障害にあるパイロットがこのプログラムを経て、乗務復帰をする道が

日本版HIMSガイドラインの刊行によせて

国土交通省航空局 空運部安全政策課  
乗務員課長 浅 幸一

日本版HIMS ガイドライン

2023年4月  
ATEC PSP Working Group

実際に機能することが重要です。日乗連としても HIMS の一日も早い現場への導入ができるよう、当局と情報交換をしています。

### 「日本でのアルコール事案発生現状」

冒頭で紹介したように 2019 年以降、業務前に厳格なアルコール検査が実施されていますが、それ以降もアルコール呼気検査で、クリアできない事態が発生しています。アルコール事案が発生した場合、航空会社は再発防止策を策定し航空局に報告します。航空会社により対応は異なりますが、運航宿泊（ステイ中）時の飲酒禁止や、始業前 24 時間の飲酒禁止など、パイロットのアルコールを厳しく制限する施策が一定期間実行されます。しかしながら、アルコール事案をゼロにする状況には至っていないのが現状です。事例により異なりますが、行政処分、社内処分が行われたケースや、退職を選択したパイロットも少なくありません。

### 「求められる日本での今後の対応とは」

上記で紹介したような、飲酒を禁止する施策を実行した場合、パイロットの母集団にアルコール使用障害の乗員が存在すると、飲酒が解禁されたのちに規則を守れずにアルコール事案に進展してしまう可能性を含んでいます。

パイロットが人間である以上、ミスゼロにすることは不可能であり、国際的な安全管理の考え方をい用いるのであれば、ミス安全性に影響のない範囲でコントロールすることが求められています。アルコール事案に限って考えてみると、アルコール使用障害にあるパイロットが早期に発見され、業務から離脱し復帰プログラムに参加し治療を開始することが重要です。現状の日本の対応である「罰して排除する」ことでは根本的な解決には至りません。すでに、ATEC で紹介されているように、国交省航空局の HIMS の考え方を早急に取り入れることで、アルコール事案を限りなくゼロに近づけることが可能になります。

### 「ピアサポート」

HIMS の考え方と平行して求められる対応がピアサポートです。日乗連ではパイロットアシスタンスと称して、ピアサポート制度を取り入れています。会社から距離をおいている組合という組織で、安心して相談できる窓口を設けています。日乗連では、アルコールを含む多様な悩み事に対応することが可能です。PSV（ピアサポートボランティア）や MHP（カウンセリング対応の専門家）、法的な問題、健康問題なども含めてサポートを実施しています。HIMS プログラムが悩みを持つ乗員にとって抵抗なく受診でき乗務復帰を達成しうるものとして適切に日本に導入されるように活動していきます。

パイロットアシスタンス（PA）相談窓口 ※秘匿性は守られます  
PA 専用電話（050-30-911-080） PA 相談メール [pilotassistance@alpajapan.org](mailto:pilotassistance@alpajapan.org)

以上